#### 令和6年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第10日(令和6年9月11日 水曜日)

~~~~.~~~.~~~

# 議事日程

日程第1 一般質問

(議案の委員会付託)

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

# 本日の会議に付した事件

日程第1

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

議員定数 12人

現在員数 12人

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

### 出席議員 12人

坂下文宏君 2番 新谷英生君 1番 3番 形 岡 弘 士 君 4番 谷 口佳保君 5番 弘 田 条 君 6番 武 政 健 三 君 7番 山崎 誠一君 8番 吉 村 政 朗 君 9番 作 田 喜 秋 君 10番 晃君 前 田 11番 浅 尾 公 厚 君 12番 永 野 裕 夫 君

~~~.~~.~~~

# 欠席議員

なし

~~~~.~~~.~~~

# 事務局職員出席者

 議 会 事 務 局 長
 池
 正澄 君
 局 長 補 佐 坂本 久恵 君

 議 事 係 長 山本 卓己 君
 主
 幹 仮谷 太志 君

 主
 幹 新谷 和洋 君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

# 出席要求による出席者

市 長程岡庸君 副市長早川聡君

| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 吉永 | 敏之 | 君 | 税 務 課 長 兼固定資産評価員         | 岡田 | 旭生 | 君 |
|------------------------|----|----|---|--------------------------|----|----|---|
| 企画財政課長                 | 横山 | 英幸 | 君 | 総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長      | 東  | 直能 | 君 |
| 危機管理課長                 | 岡田 | 哲治 | 君 | 消 防 長                    | 宮地 | 直道 | 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長   | 中村 | 浩司 | 君 | 健康推進課長                   | 竹池 | 亮  | 君 |
| 福祉事務所長                 | 永野 | 美歌 | 君 | 市民課長                     | 畑山 | 正王 | 君 |
| まちづくり対策課長              | 中尾 | 吉宏 | 君 | 観光商工課長                   | 酒井 | 満  | 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 | 政彦 | 君 | 水道課長                     | 山本 | 実  | 君 |
| じんけん課長                 | 萬  | 知栄 | 君 | 特別養護老人ホーム<br>し お さ い 園 長 | 濱田 | 三幸 | 君 |
| 教 育 長                  | 斧川 | 哲也 | 君 | こども未来課長                  | 田村 | 五鈴 | 君 |
| 生涯学習課長補佐               | 森  | 三奈 | 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長  | 岡野 | 孝弘 | 君 |

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

午前10時00分 開 議

# ○議長(作田喜秋君) おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会9月会議、第10日目の会議を開きます。 昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

# ○4番(谷口佳保君) おはようございます。会派翔の谷口佳保でございます。

作田議長のお許しをいただきましたので、これより一問一答にて一般質問をさせていただきます。

今年の夏はスポーツが熱かった。パリオリンピック大会では高知県出身の櫻井つぐみ選手、清岡幸大郎選手が県勢92年ぶりに金メダルを獲得されました。また、本市でも、岡田泰尚君が世界デフユース陸上競技選手権400メートルリレーでジュニア世界記録更新で金メダルを獲得され、さらに県中学校野球選手権大会では、清水中学校と大月中学校の連合チームで、連合チームとして初の優勝を飾られました。また、パラリンピック車椅子ラグビーでも、高知県出身の池透暢選手がキャプテンを務める日本チームも初の金メダルを獲得されました。地方と言われる高知で、また、地方中の地方の土佐清水市で、移動手段の確保も練習場までのアクセ

スも練習場の環境も都心と比べると十分ではないかもしれない。どんな環境に置かれても志を 高く持って日々努力の積み重ねで世界一になれる。金メダリストになれる。県内一位になれる。 この夏スポーツを通して様々な勉強をさせていただき、感銘を受けました。

選手の皆さんはもちろん、御家族、関係者の皆様に、この場をお借りしましてお祝いと今後 ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

そして、新谷議員も初日に触れられておりましたが、初代ウェルカムジョン万の会、会長を務められていました田中裕美さんが永眠されました。2005年、第10回ジョン万祭りで裕美さんの長年の草の根交流活動に対してフェアへーブン、ニューベッドフォード両姉妹都市より表彰を受け、特にフェアへーブンでは10月2日を田中裕美さんの日とすることが報告されたと記されておりました。ジョン万を通して本市の国際交流に大きな功績を残されました田中裕美さんに心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今年の夏は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が初めて発表されました。8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、8月15日までの7日間緊迫した状況が続き、市民の皆さんはじめ、執行部の皆さんも気が抜けない1週間になったことと感じます。昨日の高知新聞にも掲載されておりましたが、日頃から地震への備えの再確認、避難経路の再確認等市民の防災意識も高まったように思います。

今回の質問は二つ、一つは、特定空家について、二つ目は、以前から質問しております訪問 介護事業所支援について。

まず、特定空家について質問いたします。

平成26年11月27日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等の所有者または管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、法第4条において、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置づけられております。

法に基づく空家等対策の基本的な考え方については、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に示されたところであります。法に基づく空家等対策のうち、特に法第2条第2項に定義される特定空家等については、法第14条各項において、市町村長が当該特定空家等の所有者等に対して講ずることができる措置が規定されております。市町村長は、周辺の生活環境の保全を図るために必要があると認められたときは、速やかに特定空家等の所有者等に対し、適切な措置を講ずるべきであると記されております。最終的に市町村できちんと定めて対応してくださいということだと思いますが、本市が定める特定空家の定義に

ついて、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)に示されている、法に定められている管理不全空家等及び特定空家等には、 次のような四つがございます。

イとしまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。

口としまして、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態。

ハとしまして、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。

ニとしまして、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。 以上のような国が定めるガイドラインに準じて、特定空家の判断をしていくこととなります。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。

では、本市でこの条件を満たした特定空家は何件ほど存在しますか、危機管理課長にお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

土佐清水市としまして特定空家に認定したのは、8月19日に家屋崩壊して市道を塞いだ中央町の物件が初めての認定となります。この建物については重量落下物、3階のベランダが落ちてきたことにより、危険性がかなり高くなっております。先ほども説明しました国が定めるガイドラインにより、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険のおそれがある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の全てに該当し、住民の生命にも危険を及ぼしていることから緊急的な対応が急務となっています。

市としまして、9月2日に特定空家検討委員会を開催して、特定空家に認定した上で国と県 との協議を行いながら今後の対応を進めていくこととしています。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。

ほかにも本市には、下ノ加江、大浜、足摺岬、市街地等でも劣化が進んで倒壊寸前の危険な 空き家で特定空家に認定されるべき建物が幾つかあると思いますが、市ではどのように捉えて いるか、危機管理課長にお伺いいたします

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

市が平成29年に実施した空き家調査では、重度損傷空き家として近隣に被害を及ぼす可能性がある建物166件、近隣には被害を及ぼさないが重度損傷のある建物として121件、計287件の建物をリスト化し、所有者が特定できた建物については注意喚起を実施した経緯がございます。

その後に重度損傷空き家の所有者が特定できなかった建物について、地域住民の方から近隣の空き家について相談があった場合は、まず、所有者の財産を市が勝手に手をつけることが難しいという説明をいたします。その後、区長や地区役員に親類等の方がいないか相談をしていただくことを、まず、お願いしています。

それでも所有者の特定が難しい場合は管理不全空家として、危機管理課が次のような対応を 行ってきました。

- 1番としまして、現地調査により空家等の状況把握をいたしました。
- 2番として、可能であれば立入調査を実施しています。
- 3番として、その二つを行った上で、対応、施策の検討をします。

4番として、所有者等の特定を税務課等で所有者の確認、市民課等で所有者の所在の確認を いたします。

所有者や関係者の所在が判明した場合は、現地調査で判明した空き家の状況の写真と老朽住 宅除却事業を活用して取壊しが可能であることを書面にて通知をして、空き家の適切な管理を 促しているところです。

令和6年に危機管理課が対応した件数としまして、8月末の状況でお答えします。9件の対応をいたしました。

議員御指摘のとおり、土佐清水市には多くの空き家が市内全域に存在しており、近隣住民から、何とかならないかという声が多く上がってきている現状です。そういった建物については

先ほど説明しました手順に沿って対応を行ってきましたが、全国どこでも同じような状態で、 近年では所有者の特定ができたものの所有者が死亡している、相続人の不明や相続を放棄して いるといった建物が多く存在しています。多くの市町村がその対応に苦慮している現状にある とお聞きしています。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。確かに本市でも特定空家には認定されていなくても、管理不全空家はたくさん存在していると感じております。市町村で定める特定空家の定義の中に、例えば、国道に面しているとか、県道に面している、交通量の多い道路に面しているとか、商店街に隣接する、生活道・避難道に面しているという一文を加える議論が必要ではないかと考えております。どれもこれも公費で対応するわけにはいかないと考えています。といっても、実際に特定空家に認定されるべき空き家があるのも事実です。早急にすみ分けをして、次へのステップへ進めるようお願いいたします。

次に、先ほど危機管理課長の答弁にもありました、特定空家として初めて認定をしておりま す中央商店街の物件についてお伺いいたします。

以前から危険な状態にあったこの物件ですが、今回8月19日に家屋の一部が大規模に崩落し、商店街の一部を通行止めにしております。かなり劣化も進んでおり、今後も崩落の危険性が非常に高いのは想像に難しくないと思います。通行止めになっている通りの先には商店もあり、長期間の通行止めは商売にも支障を来すのではないかと思いますが、このような状況を市としてどのように考えているのか。まずは、商店街の一部を通行止めにしている現状について、今後の対応と対策について、まちづくり対策課長にお伺いいたします。

○議長(作田喜秋君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席)

**○まちづくり対策課長(中尾吉宏君)** お答えいたします。

先ほど危機管理課長が答弁をさせていただいた家屋が崩壊して市道を塞いだ中央町の物件については、3階から重量落下物が落ちてきている状態で、今後も崩落の危険が高い建物として 認識をしており、隣接する市道中央町1号線を通行止めとして対応しております。

また、海側の臨港道路につきましても幡多土木事務所土佐清水事務所が片側通行にして、歩行者や通行する車両への注意喚起をしています。

今後の対応としては、危機管理課が落下物の撤去と建物を囲う足場の設置を行う予算を9月 会議に追加議案として提出すると聞いております。 まちづくり対策課としては、9月補正が確定して事業が実施され安全確保ができるまでの間は、市道の通行止めの継続を考えています。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。

続いて、この件について、危機管理課長としてはどのようにお考えでしょうか、お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えします。

中央町の空き家崩落をした周辺の皆様については大変御迷惑をおかけしていますが、先ほどまちづくり対策課長が言ったとおり、この9月会議の追加議案にて、中央町の特定空家が崩落した瓦礫撤去に係る費用と今後の崩落に対する対応も考えて、建物を覆う足場の設置費用として早急に対応が必要な予算を計上させていただいておりますので、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。

市長、今回この崩落があって武政議員と崩落後ちょっと遅れて現地に駆けつけたのが、崩落があったと連絡をいただいてから2時間弱ぐらいで現地に着き、現地から市長に電話をかけさせていただきました。電話をしたときには、もう既に危機管理課長と企画財政課長、まちづくり対策課長と市長とで情報共有をして、今後の対策等について協議をされた後だったと思います。即実行、チーム程岡の連携プレーに期待したところですが、今回の件について、市長の所見をお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

先ほど危機管理課長とまちづくり対策課長が答弁をしたとおり、空き家の3階部分から重量 落下物が崩落の確認をいたし、市としましては今後の危険性も排除できていない状況であるこ とから、市道の通行止め等の対応を行っております。 8月19日の崩落から瓦礫撤去が進んでいないことから、住民の方から心配の声が寄せられていますが、瓦礫撤去と建物への応急対策につきましては、9月会議に追加提案をし、議員の皆様にも御審議いただいた後の対応となりますので、時間がかかっていることを御理解ください。

また、その後の対応につきましても、現在危機管理課が国と県に対して、空家等対策の推進 に関する特別措置法に基づく空家対策についても、代執行も含めて、国、県の有利な補助の活 用について協議を行っていますので、市としての対策が固まり次第、議会へ報告させていただ きます。

谷口議員が言われたように、土佐清水市内にはこの建物以外にも多くの空き家が存在し、取り壊すにも多額の費用が必要であると認識もしております。だからといって、住民の生命に危険を及ぼしている状況を放置するわけにはなりませんので、市としましても必要な判断を適切に行ってまいります。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。追加議案で提案されている予算案が今回の対応だと認識しております。市民の命と暮らしを守るために取られた即実行、チーム程岡、程岡市長の英断に感謝申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、訪問介護事業所支援についてお伺いいたします。

介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬の引下げが決定してから支援策の要望を続けてまいりました。まず、令和6年2月21日に吉村議員と連名で要望書の提出をさせていただきました。 ここで少し紹介させていただきたいと思います。

訪問介護の基本報酬引下げに関する緊急要望書

我が国は2000年の介護保険施行から数次の一部改正を重ね、複雑な各種サービスを構築してまいりました。本市におきましても、2025年に団塊世代が後期高齢者となる超高齢社会を目前に控え、地域包括ケアシステムの構築を実現することが求められており、地域における高齢者ケアの体制整備に加え、感染症予防等の高齢者ケア領域にとって大変シリアスな局面となっております。

そのような中、国は、2月に出しましたので、次期介護保険事業計画において、訪問介護の基本報酬引下げを決定いたしました。本市の訪問介護事業者は零細企業がほとんどであり、今回の改定により訪問介護の経営は大変厳しくなることが予想されます。

市長、課長も御存じのように、介護ヘルパーは在宅介護の根幹であり、本市が目指している

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができる、そのため必要不可欠な存在であることは言うまでもありません。このままでは訪問介護事業者だけではなく、介護を必要としている高齢者に対して必要最低限のサービスさえ提供できない状況となり、介護崩壊が一気に進み、取り返しのつかない状態になることは間違いありません。

そこで、本市の訪問介護事業者に対する緊急対策として、下記のとおり施策を実行することを求めます。

- 1、本市の訪問介護事業者の運営や経営の実態把握に努めること。
- 2、その上で、在宅介護を必要としている高齢者に対して安定したサービス提供が継続して行えるよう、訪問介護事業者に対する支援策を早急に取りまとめ適切な対応を取ること。

以上要望いたします。

ということで、少し長くなりましたが、要望書を2月に提出させていただきました。その後、2月16日に武政議員、吉村議員、そして事業所を経営しながら実際現場で活躍されている各へルパー事業所からヘルパーさんに集まっていただき、市長、健康推進課長と直接意見交換をさせていただきました。

それを踏まえた上で、3月会議には意見書を作成し、党派を超えて、ここにいる12名の議員全員に賛同していただき、全会一致で意見書も国に対して提出させていただきました。3月会議、6月会議におきましても、執行部と議会が共に危機意識をもって取り組んできたことと思っております。

4月、5月の給付実績も既に把握ができているのではないかと思いますが、訪問介護事業所への支援策の進捗状況について、健康推進課長にお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 竹池 亮君自席)

〇健康推進課長(竹池 亮君) お答えいたします。

昨日の坂下議員の質問に対する答弁と若干重複するところはありますが、先ほどの調査結果 の概要も含めて、進捗状況についてお答えのほうをさせていただきます。

今年の3月会議及び6月会議におきまして、吉村議員、谷口議員、坂下議員から支援策に関する御質問をいただきました。また、先ほど議員もおっしゃいましたように、要望、また議会での意見書の可決等々いただきまして、まずは新たな介護報酬下での4月及び5月の給付実績などを調査いたしまして、実態把握に努める旨、答弁をさせていただいたところでございます。

実態調査における項目につきましては、一つ目といたしまして、事業所のサービス提供対象 者の全数把握、二つ目といたしまして、事業所から20分以上移動時間を要する対象者の数、 三つ目といたしまして、新たな介護報酬での収入及び旧の介護報酬で算定した場合の収入、四つ目といたしまして、新たな処遇改善加算等各種加算におけます収入及び旧処遇改善加算等各種加算で算定した場合の収入、五つ目といたしまして、新たな介護報酬等におけます事業所全体の支出及び旧介護報酬等での支出について、比較検証できるよう設定のほうをいたしたところでございます。

本調査では、市内の4事業所、本市の住民にサービスを提供しています市外の2事業所を加えまして6事業所から回答をいただき、4月及び5月の給付実績に基づきまして、年間の給付実績を推計し、新たな介護報酬下でのどの程度減収となるのか確認を行いました。

その結果、介護報酬の単位数の減少率であります2%から3%をそのまま収入に反映した形となっておりました。

なお、そのほかの項目については、新たな処遇改善加算については6月からの適用となりますため除外をいたしました。また、事業所全体の支出についても、ほとんどの事業所で記載がなかったということから除外のほうをしております。

このような結果もございましたことから、昨日の坂下議員への答弁にもありましたが、もう しばらく時間のほうをいただきまして、様々な技術的な面ですとかそういった部分も含めて、 支援の在り方について検討をしているというような現状がございます。

以上でございます。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。 3月会議の課長答弁で、厚生労働省の基本報酬だけでなく、報酬改定全体を見てほしいとの説明もありますので、新しい報酬下での収益状況も踏まえる必要があり、4月以降の実際の収益について、市内で訪問介護を提供している事業者に対し、実態調査を行いたいと考えておりますと答弁がありました。多分、今ここまで完了したところだと思います。

続けて、課長答弁で、その上でどのような支援策が各事業所にとって望ましいか具体的な検討に入りたいと思いますが、今考えられることは、運転資金に当たる介護報酬の引下げ部分に着目して支援をしていくのか、サービス提供時の移動時間等に着目して支援をしていくのか、また、そのほかの支援策があるのかなど実務面での検討が必要なことからも、一定の時間を要するのではないかとの認識を持っておりますと答弁がありました。

では、市長にお伺いいたします。この調査結果を受けて、市長の御所見をお伺いいたします。 〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

#### 〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

昨日の坂下議員に対する答弁では、具体的な支援策までは、まだ協議検討中と答弁をいたしました。先ほど健康推進課長から実態調査の結果について答弁がありましたが、ある程度は想定をしてはおりましたが、介護報酬が下がった分、給付実績もそのまま下がっていることを改めて確認することができたと思っております。

これらを踏まえた上で、さらに6月以降の給付実績を確認するとともに、支援制度の在り方や実際に補助するとなった場合の技術的な問題などを検討するため、もう少し時間をいただきたいと思います。

また、3年に一度の改正があるということで、やはりこれは慎重をちょっと期さないかんということでの、もう少し時間をいただきたいということになりました。

以上です。

O議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。市長、介護報酬の引下げ率は既に2.3%と国が示しております。6月以降の給付実績を確認したとしても、健康推進課長の答弁にもありましたように、介護報酬の単位数の減少率である2から3%と今後もそのまま反映され、大きく変わりないことは想像に難しくありません。6月以降の給付実績を確認していく必要性と、3月会議、竹池課長の答弁にこうありました。本市の訪問介護事業所は小規模な事業所ばかりで、手厚くしたと言われる処遇改善加算を十分に生かせない状況にもあります。また、基本報酬の引下げは、燃料費などの事業の管理運営及び維持に充てられる収入が減少することであり、ただでさえ厳しい経営状況がますます厳しくなり、事業の休止、廃止につながる可能性は極めて高くなるのではないかと危惧しておりますと。

また、続けて、市長はこのようにお答えしております。本市のように利用者が市内全域に点在し、1日の活動時間の多くが移動時間に費やされる状況の中で、事業所経営の根幹となる基本報酬が引き下げられることは、今後の事業所の存続にも関わることであり、深刻に受け止めております。今後、様々な場面を通じて国、県へも要望を行ってまいります。一方で、市としても、介護報酬引下げに伴う実態を早期に把握した上で、必要であれば何らかの支援策を講じるよう、所管課に指示することといたします。いずれにしましても、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるまちづくりを目指して、できることはしっかり取り組んでまいりますと御答弁をいただいておりました。これほどに今まで議会も、執行部も、共通認識として危機意識をもって取り組んできたはずです。

先日、事業所に聞き取りに行ってきました。涙ながらに、もう限界です、早く助けてくださ

いというお言葉を預かってきました。言うまでもありませんが、高知新聞の連載記事を見ても、直接市長室で意見交換をしたときも、本当に事業所は、現場は、限界を迎えております。さきの質問にもありましたように、中央町の特定空家のように、もう既に事業所の崩壊は始まっております。行政として早期に手を差し伸べてあげてください。廃業になってしまっては手後れです。訪問介護事業所を支援するということは、事業所を守るだけじゃなく、ヘルパーさんの職の確保、サービスを受ける高齢者の方はもちろん、その高齢者を在宅で介護されている御家族のつかの間の息抜きになっております。また、一人暮らしの高齢者にとっては命綱、ライフラインです。高齢者が十分なサービスを受けられなくなってしまうと、若者だけじゃない、高齢者も市外へ流出し、人口減少にますます拍車がかかってしまいます。

市長、6事業所、本市に事業所を置き、なおかつ非効率なサービス提供を行っている3事業 所に特定したら、年間54万円程度の支援で事業所が存続できます。高齢者を取り巻く家族を 救うことができます。介護保険の制度上、全額補助はできないそうですが、ここから先は市長 の政治的判断と決断力に託されていると思います。再度、市長の御所見をお伺いいたします。

#### 〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

ただいま谷口議員が言われたことも、重々もう分かっております。ただ、支援策をするのに どういうふうな方法でどういうふうにやったらええかというところが、まだちょっと詰めがで きておりませんので、ただ、何らかの補助はもうすることは間違いありませんので、というこ とでお答えにさせていただきます。

〇議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。ぜひ市長、実際に困られている事業者の皆さんの声も反映した、程岡市長らしい、即実行の程岡市政でこの事業所を守っていっていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を全て終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(作田喜秋君) この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時36分 休 憩

午前10時46分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番、形岡弘士君。

# (3番 形岡弘士君発言席)

### ○3番(形岡弘士君) 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、早速、一般質問に入らせていただきたいと 思いますが、一言御挨拶申し上げます。

実りの秋を迎え、皆様におかれましては、御健勝のこととお喜び申し上げます。さて、9月の広報にございました、しあわせ9月号に記載されておりました、竜串観光振興会主催の清水中学校生徒会の10名が竜串桜浜で海水浴場周辺の清掃活動にボランティアで参加されたという記事が目に留まりました。7月の最も暑い中での作業だったと思われます。清水中学校生徒会の皆様には、本当にお疲れさまでございました。これからも清水のために続けて頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは早速、質問のほうに入らせていただきます。

まず1番の、IターンUターンの支援制度について、定年後のIターン、Uターンの支援制度についてお伺いいたします。

定年退職を迎えて、両親も老いているため心配で清水に帰りたいと、そういう思いをしている方の声を聞きました。そこで、Uターンを考えている方がよく口にする言葉といたしまして、清水に帰っても仕事がないというような言葉を耳にします。そういった思いをしている方の中で、農業また林業、漁業、そういった職業に挑戦したいという方に、本市での定年後に向けた農林水産業の支援制度について、農林水産課長にお伺いいたします。

# ○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

# 〇農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

農林水産課の所管する主な支援制度で、お答えさせていただきます。

農業関係では、次世代を担う農業者を目指す49歳以下の方に対して、農業の研修機関において研修する間、これ最長2年間でございますが、年間150万円の支援が受けられる制度がありますが、御質問の定年後60歳ぐらいの支援となると、本課が扱う支援制度としては、ありませんということになります。

林業関係では、特用林産物、例えばシキミとかシイタケ、木炭やツバキ油などがありますが、 これに係る林業者を目指す65歳未満の方に対して、特用林産業の研修機関において研修する 間、これも最長2年間でございます。年間180万円の支援が受けられる制度がございます。

また、水産業関係では、自営の沿岸漁業者として独立を目指す65歳未満の方に対して、漁業の研修機関において研修する間、これも最長2年間になりますが、年間180万円の支援が

受けられる制度がございます。

これらの制度には、年齢のほかにも採択要件がそれぞれ設けられていますので、詳細については、農林水産課にお問い合わせしていただけたらと思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) ありがとうございました。 I ターン、Uターンの支援制度の詳細として、ただいまの御答弁の中で、農業者を目指す方は49歳以下で年間150万円ということで、そして林業では、65歳未満で180万円の支援と、そして水産業では、自営の沿岸漁業者で65歳未満の年間180万円の支援制度ということでありました。これに際しての研修期間として、最長で2年間で支援が受けられるということがよく分かりました。

課長、ありがとうございました。

そこで、市長にお伺いいたしたいと思います。定年後のIターン、Uターンの支援制度について。

最近、県外から地元土佐清水市に帰り、定年後のキャリアチェンジとして農業に挑戦したいという市民の方から思いを聞きました。先ほど農林水産課長に支援制度の詳細を聞きましたが、農業だけ内容が異なりがあると思われます。年齢条件として49歳以下と、そして支援金も下回った150万円ということなので、これは林業、そして水産業に同様としていただけるような国に改正をしてほしいというような働きかけをしてほしいと思いますが、市長の御答弁をよろしくお願いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

漁業はちょっと年齢が低いということで聞かれたと思います。そこ辺り十分にちょっと協議 して、また、次回チャンスがあるときに答弁をしたいと思います。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) ありがとうございます。農業においては国の交付金制度だと思いますので、市町村ごとではなかなか変更できないというところもあると思いますが、現在の農業はIT化が進み、スマート農業へのデジタル化により、中途退社をし、次のキャリアチェンジを考えている方の職業として最も注目されているとメディアで取り上げられていることを見まし

た。やはり一から始めるには必要経費の負担が最も大変だと思います。改めて、市長から、農業者において年齢制限を65歳未満に改正し、支援金を180万円まで改正していただけるよう、国に要望していただきたいと思います。

また、協議の場において、重ねて、国に要望できない部分に関して、県であったり市であったり、そういった面で補助していただけるような、提案として御要望いたします。

市長、ありがとうございました。

次に、2番の一斉清掃について、市民課にお伺いをいたします。

高齢化による人手不足のための取組ということで、高齢化が進み、町内では人手不足のために一部の住民で作業が行われている状況でございます。そのため負担が重く、この先、各町内の一斉清掃ができなくなるので、委託業者への依頼をお願いしたらというような相談を受けました。今後の一斉清掃について、御所見を市民課長にお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 畑山正王君自席)

### 〇市民課長(畑山正王君) お答えいたします。

1972年6月5日ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、6月5日が環境の日と定められ、日本におきましても、平成5年から環境基本法により同日を環境の日と定めております。

環境基本法では、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるという環境の日の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等においては、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしております。また、平成3年度からは6月の1か月間を環境月間として、全国で様々な行事が実施されております。

本市においても、6月の第1日曜日を一斉清掃の日として、市民の皆様の環境意識を高める ためのイベントの1つと位置づけております。そのため、清掃の内容につきましては、参加し ていただける市民の皆様や無償で協力いただける事業所の方々が可能な範囲内で協力し実施し ていただいております。

少子高齢化や人口減少による人手不足で、これまでと同じような一斉清掃が困難になっている地域もあると思いますが、一斉清掃については、個人で、地域で、可能な範囲で参加していただくことがこのイベントの趣旨となっておりますので、事業者への委託等は考えておりません。来年以降も無理のない範囲で参加していただけるようお願いしたいと思います。

なお、これ以外の困り事につきましては、従来どおり私どもに相談していただければ、一緒

に考え、よりよい方法を探していきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) ありがとうございました。環境基本法により、全国で環境月間として 実施をしておると、本市においても6月の第一日曜を一斉清掃の日としての、また、市民の皆様や無償で協力していただいている事業所の方々の御協力の下行われているという現状を、今後これからも変更しないということでありますが、やはり区域によっては近くに河川があったり、山があったり、大きな溝があったりなど地域によって差があります。そういった困難な場所を一部の住民により清掃が行われている状況でありますので、やはり各地区の区長さんに話を聞いていただいたり、危険な箇所の清掃方法を協議しながら考えていただきたいと思います。極力事故のないように、本市の、また、地域の、独自の一斉清掃のやり方もあろうかと思いますので、どうか検討してほしいというふうに思います。

市民課への質問は終わります。

次に、危機管理課に南海トラフ地震に備えての質問をさせていただきます。

避難路に生い茂っている大木の危険性についてでございます。

災害時に迅速に避難や救助活動を行うには、避難道路や国道沿いの頭上や側面に大木が生い 茂っている箇所があり、交通の妨げになっております。このままでは災害時に危険が高く、早 急に対策をしてほしいと御意見をいただきました。危機管理課長に御所見をお伺いいたします。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

土佐清水市においては、全ての道路を避難路に位置づけて対応を行っていることは議員も御 承知のとおりだと思います。その上で、避難の妨げとなる道路に覆いかぶさっている大木等に ついては、基本的には土地の地権者の責任において対応をお願いしているところですが、危険 性が著しく高い状態で、国道と県道については、県が伐採等の対応を行っております。

市道も県道と同様で、危険性が著しく高い状態にある場合では、まちづくり対策課で同様の 対応を行っております。

また、各地区に整備した高台に避難するために活用する避難路につきましては、整備を行う 段階で土地の地権者の同意、各地区長に今後の避難路の日常的な管理を行っていくことを同意 していただいた段階で、市が整備を行う三者協定を交わした上で避難路を整備した経緯がござ います。各地区が日常的な管理を行う場合に、補助金を活用して、自主防災組織が自らの共助 の取組として対応をお願いしているところです。

それでも対応が困難な状況が発生してきた場合は、危機管理課にお問合せをしていただければ、担当者が状況を確認して、適切な対応をさせていただいております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

**○3番(形岡弘士君)** ありがとうございました。本市においては、まず、全ての道路が避難路に位置づけられておるということで、また、県道や国道沿いに大木の危険性が高く避難の妨げとなる箇所があれば、適切な対応をしていただけるとおっしゃったと思います。心強い言葉をいただきましたので、最後に、困難な状況が発生したときには、ぜひ早急な対応をお願いいたしたいと思います。

次に、避難路にあるブロック塀の危険性についてお伺いをさせていただきます。

最近頻繁に地震が起きております。避難路にブロック塀がある危険箇所や逃げ道に倒壊寸前の空き家があるなど、いまだ事前復興ができていない場所があります。そういったところの対応策をしてほしいと市民の声がありました。先ほども谷口議員のほうから、空き家倒壊の御質問がありました。そこで、危機管理課長の御所見をお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

災害発生時に避難する道路に面した場所に、壊れそうな空き家や倒れそうなブロック塀を心配する声は危機管理課にも届いていますが、先ほど谷口議員のときにも答弁いたしましたが、 個人財産に対して市が撤去等の対応を行うことは難しい状況です。

そういった危険を排除するために、市といたしましては、土佐清水市老朽住宅除却事業や土 佐清水市ブロック塀等対策推進補助金を活用して、所有者や相続人の方に対応をお願いしてい るところです。

形岡議員におかれましても、空き家等の所有者が不明な場合は、その親族等の状況などが分かれば撤去事業等の紹介も可能となりますので、ぜひ協力をいただけたらと思います。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) 危機管理課長、ありがとうございました。倒壊寸前の家屋や倒れそう

なブロック塀の対応は、ブロック塀等対策推進補助金を活用してもらうように、地域の区長を 通じて所有者や相続人に周知していただけると避難道路の心配がなくなると思われますが、近 所のそういった付き合い等で悩んでいる方がおると思いますので、そういった事情も酌んで対 応していただきたいというふうに個人的には思います。また、私のほうでもできる範囲の協力 はさせていただきます。

最近頻繁に起こる地震や南海トラフ地震に備えて、制度的な事情があろうかとは思いますが、 現状では対応できないことも理解いたしますが、今すぐにでも対応していかないと危険な場所 においてはこれまた緊急事態という事案であろうかと思いますので、どうか対応を早急に推進 していただきたいというふうに思います。

危機管理課長、ありがとうございました。

次に、農林水産課長に水産業振興についてお伺いいたします。

近年、気候変動や漁業従事者の後継者不足が深刻と前回の一般質問でもさせていただきました。本当にこのままでは、本市の誇りである清水サバが市場に上がらなくなる危機的状況にあるのではないでしょうか。やはり早急に10年後を見据えた水産業の活性化について、本市が主導となり、県や関係機関に働きかけていただき、清水サバや新鮮な活魚をそろえて、活気あふれる土佐清水市漁業を取り戻してほしいと思います。

そこで、農林水産課長に水産業の活性化についての取組をお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

### 〇農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

本市のブランド魚、清水サバの知名度も上がり、市外から食べに来られる方もいますが、食べに来られてもサバがないという声は本課にも届いています。そこで、現在、清水に来たらいつでも清水サバをはじめとする新鮮な魚が提供できる仕組みを検討するために、漁協や商工会議所などの関係機関と協議会の立ち上げに向けて取り組んでいるところです。漁業従事者が減少する中、少量であっても漁業経営が成り立つ仕組みができないか、こういうことも含め、検討しなければと思っているところです。

かつてにぎわっていたさかなのまちを取り戻すまではなかなか難しいとは思いますが、活気 あるさかなのまちを目指して、様々な取組を講じてまいります。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) ありがとうございました。何度も申しますが、やはり本市が誇る清水の顔である清水サバ、そして新鮮な魚を目的に清水へ訪れた観光客、そして地元から県外に出て里帰りしてきた方々、そういった方々が新鮮な魚を目的に訪れた場合、清水サバが食べられないという状況が続いている。そして、そういった状況が続いているということは、私にとりましてはとても心配なことです。地元で暮らしている私でも最近清水サバ、口にした記憶というものはいつだったかなというふうに思いますし、今年の市制施行70周年式典では、清水サバ、そして新鮮な魚を皆さんで食べて喜んで帰っていただきたいというふうにも思います。

次に、先ほどの答弁の中でもございました、清水サバをはじめ新鮮な魚を提供できるように、 関係機関と検討する協議会の立ち上げに向けて取り組んでいるということでありますが、その 協議会はいつ立ち上げるのか、農林水産課長にお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

〇農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

当初の予定よりかなり遅れておりますが、現在、先ほどの関係機関との調整中でありまして、 できるだけ早期に協議会の立ち上げ、取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) ありがとうございました。当初の予定より遅れておるということでありますが、本市の水産業や観光業、そして飲食業、様々深刻な状況は続いておるというところでありますので、早急に協議会を行っていただき、土佐清水の活魚を提供できるよう、環境を整えていただきますようにお願いをいたしたいと思います。

続けての質問になりますが、その協議会での協議内容、お答えできる範囲で構いませんので、 農林水産課長にお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

〇農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

先ほどの答弁でも触れましたが、例えば豊漁時のサバを中心に、カツオや高値がつく魚を一年中、365日、24時間いつでも購入できる仕組みができないか、このようなイメージをしています。

さらに、メジカを生食で提供できないか、こういうことも検討しているところです。

まだ具体的な方法は定まってはいませんが、水槽で畜養や冷凍などによる備蓄などで様々な

方法があろうかと思いますが、清水にマッチした方法を先ほどの協議会で検討して、実現に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) 農林水産課長、ありがとうございました。豊漁時のサバを中心にカツオであったり、高値のつく魚を年中無休で購入できる仕組みやメジカを生食で提供できないか、また、冷凍保存するなど清水にマッチした方法を協議会で検討していくと、前向きなお答えをいただきましたので、実現に向けて早急な協議を進めていただきますよう期待しております。

農林水産課への質問は終わります。

次に、第一次産業である水産業について、市長にお伺いいたします。

本市の水産業を活性化する構想をお伺いいたしたいと思います。

市制施行70周年を迎えるため、市長をはじめ、市職員の皆様も一丸となって日々取り組んでいただきありがとうございます。しかし、この先我が土佐清水市が繁栄し、若い世代へとバトンタッチしていくためには、次の80周年に向けて、本市の水産業を活性化するためには、早急に次の世代へ継承するためのプランに取り組んでいただきたいと私は考えますが、市長の構想をお伺いいたします。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君自席)

**〇市長(程岡 庸君)** お答えをする前に、先ほどの質問のときに、私、農業を漁業と間違って答弁したみたいなので、申し訳ございませんでした。今後、そのようなことがないように最大限努力をしていきたいと思います。

それでは、質問に対してお答えをさせていただきます。

これは、本市に限ったことではありませんが、過疎化・高齢化による漁業従事者の減少、海洋環境の変化などによる漁獲量の減少、また、燃油・資材の高騰等などの影響もあり、漁村地域の活力の低下や水産業の弱体化が進んでいます。このように厳しい環境の中でも、漁業生産を維持・発展させていくためには、ICTなどのスマート技術を活用した機器の導入などによる漁業コスト削減や効率化・省力化を図っていく必要があります。

また、先ほど農林水産課長からもありましたが、少量でも経営が成り立つ水産業を考えなければなりません。例えば、清水サバの次の新たなブランド化や市内でいつでもおいしい海産物が食べられる仕組みなど、魚のまち土佐清水の再生に向けて、改めて真剣に考えなければと思

っているところです。

今年度から漁協をはじめ、関係機関と連携した新たな取組も進めています。次の市制施行 80周年までとは言わず、次世代の方々のためにも、水産業における入り口の捕るから出口の 消費の新たな仕組みを構築して、もうける水産業を目指してまいります。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) 市長、ありがとうございました。

近年、漁師への担い手が少なくなり、本来なら、もっと価値を生み出しているはずの漁師さんがあまりもうからないということを聞きます。やはり燃料の高騰や気候変動により、今まで漁獲できていた魚が不漁になるなど不安定な漁場によるため、もうけが少ないという状況でございます。そのための対策として、漁業のブランディングであったり、サブスクを活用したり、また、急速冷凍庫やフリーズドライ機を導入していただいたり、本市独自の新たなブランド品を全国へ流通できるような時代に即した新たな取組をお願いしたいと思います。

余談ではございますが、業務を円滑に行うというところでは、市役所にデジタル課を発足してほしいと個人的に思います。頭の片隅にでも置いていただければと思います。

以上で、第一次産業である水産業についての質問は終わります。

次に、幡陽小学校の休校後の活用について、市長にお伺いいたします。

この春から休校になりました、幡陽小学校休校後の利用についてでございますが、町内の皆様から、寂しくなったというような声を耳にいたしました。私の子供も大変お世話になっており、いろいろな思い出がよみがえってまいります。その思い出が詰まった校舎をどのように次世代のために生まれ変わらせるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

旧幡陽小学校の活用につきましては、現在、本市教育委員会が清水の教育の魅力化の推進に向けて、地域みらい留学の関連施設として改修計画を進めております。この地域みらい留学とは、全国各地から清水高校への入学生を募集するもので、これにより清水高校の魅力化の推進と入学者数の確保を継続していくことで、清水高校の末永い存続を目指したものです。清水高校の存続は、本市の活性化と生き残りのための必須条件と考えております。実際、全国的に見ると、地元から高校がなくなった地域は、それ以降さらに過疎化が進んでいます。

私が商工会議所会頭であったときから、清水高校学校運営協議会の一員として、清水高校の 存続及び魅力化推進にも関わってきましたが、そこでも市外や県外から入学生を募集すること の必要性を長く訴えてきたところでしたので、市長として、教育長にこの制度の導入を要請し、 教育委員会のほうで実現に向けて取り組んでいるところです。

この施設はこれまで以布利・大岐地区の防災拠点でもあったことから、改修後もその機能を 持たせることにしております。既にこの5月に両地区の役員さんへの説明会も行い、了承をい ただいております。また、地域みらい留学の生徒の宿舎や地域の防災拠点としての役割に加え て、防災時以外でも、地域のコミュニティーの場としての機能も持たせ、地域の皆さんが各種 会合や集まりに利用できるようにいたします。そこで県外から来た高校生との交流も図ってい ただければ、なおうれしいと考えております。

そして、市内の在留外国人の皆さんへの支援として、この施設に日本語教室を開設することや、アニメ・漫画図書館の機能も合わせて持つ教室も構え、在留外国人の皆さん方だけではなく、市内や市外のアニメ・漫画に興味関心のある皆さんにも活用いただけるよう、整備を進めます。

さらには、別棟の旧音楽室を改修し、大学生のゼミや合宿での利用や、将来的にはアメリカフェアへーブンから留学生が来た場合の活用、また、四国遍路巡礼の沿道の施設として、外国人お遍路さんの休憩施設の機能などを持たせることなども検討しております。

こういった多方面・多機能な施設として、様々な価値観を持った皆さんが活用し、そこで交流することができる多文化共生・交流施設として本市の活性化に寄与してもらえるよう、年度を追って段階的に活用の場を持たせていきたいと考えているところであります。どうか御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 3番、形岡弘士君。

(3番 形岡弘士君発言席)

○3番(形岡弘士君) 市長、ありがとうございました。前々から計画していたと、商工会時代から計画をしていたということでございます。大変すばらしい改修計画だと思います。地域みらい留学というネーミングも分かりやすく、全国各地から清水高校へと進学希望者が増えていただきたいというふうに思います。

また、以布利地区・大岐地区の防災拠点でもありますが、地域のコミュニケーションの場と しても今後も活用できるなど、大変楽しみな計画内容であると思っております。

そして、市内在住外国人労働者の皆さんへの支援として、日本語教室開設など、画期的な案だと思っております。

加えて、本市の友好都市であるアメリカフェアへーブンからの将来的に留学生が来たときの 活用の場所としても利用するなど、とても楽しみでございます。

ここで、フェアへーブンといえば、本市が誇る偉人でありますジョン万次郎さんを通じて、 長きにわたり御尽力を賜りました、本市出身の田中裕美様が先日他界されましたことへ、心よ り御冥福をお祈り申し上げます。フェアへーブンと現在も友好関係を継続できているのは、田 中裕美様の優れた人柄だと、改めて感謝申し上げます。

そして、高知県は漫画大国であります。毎年8月には全国まんが甲子園が開催されるなど、プロの漫画家が多数おります。そういった背景から、先日ネットニュースで、高知駅前にある高知信用金庫さんがコラボしてアニメクリエイターラボ複合施設を建設するなど、すばらしい計画が進んでいるようでございます。今やアニメは世界市場規模であります。程岡市長の多文化共生・交流施設も段階的に活用の場を持たせていくということでございますので、その心強い思いが私にも響いてまいりました。今後の活躍を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしまして、以上で、幡陽小学校の休校後の活用についての質問を終わり、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長(作田喜秋君) この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分 休 憩 午後 1時00分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 皆さん、こんにちは。自由民主党、会派翔の武政健三でございます。 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただき ます。

その前に、私、何回も言っておりますけど、耳が不自由なもので、両耳に補聴器をつけております。補聴器のボリュームを操作できるように、この携帯にアプリを入れております。携帯でボリュームを上げ下げしておりますので、この議場でも携帯で操作をさせていただくことを、議長、御了承お願いいたします。

今回は、南海トラフ地震に備えて、そして人口減少対策の一つ、本市の移住対策について、 そしてふるさと納税、そして最後に、お客様をお迎えする観光地としての美化について、この 四つの質問をさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。

南海トラフ地震に備えての質問をさせていただきます。

今年の元日に起きました能登半島地震により、災害関連死も合わせて360人以上の方々の 命が奪われております。そして、その死因の9割近くが家屋倒壊に関連するものと発表がされ ております。

家族の命を守るためには、やはり耐震改修工事をしないといけないという認識が高まる中、 4月17日、豊後水道を震源とする震度6弱の地震が発生いたしました。さらに今度は8月 8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。気象庁は同日、 南海トラフ地震臨時情報を初めて発表、巨大地震発生の可能性が平常時に比べて高まっている として、巨大地震注意情報を出し、1週間程度、より注意をするようにと大々的に呼びかけま した。

巨大地震注意と初めての発表で、テレビ・新聞でも大きく報道されまして、市民の皆様におかれましても、本当に不安な日々を過ごされたわけですけども、並行して、高知新聞にこういう記事が5日連続で掲載されました。2年前の春まで高知新聞土佐清水支局に勤務していた山崎さんの記事なんですね、「備え、再確認」本当にいいことをいっぱい書いていただいております。今回の巨大地震注意を防災の契機にして、命を守るための備えをもう一度再確認をして、今しっかりとその準備をしましょうという内容です。

今回は、この備え再確認ということで、テーマに質問をさせていただきます。

まず、危機管理課長に伺います。南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表がありましたが、その内容を教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

# ○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)とは、南海トラフ地震の監視領域内、東海地震区域から日向灘地震区域において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合と、想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表されるものです。

今回は、8月8日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震の発生を受けて、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、約2時間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されました。

昨日の高知新聞にも、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の世論調査が公表されまして、全国で初めて出された情報発令に対する振り返りも記事を読ませていただきました。本市 においても、全く初めての対応でして、それが適切であったかどうか今後も確認をしていきた いと思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

**○6番(武政健三君)** そういうことなんですよね。初めての発表であれだけマスコミが大騒ぎしましたもので、本当に耐震改修工事をしていないお宅、津波危険区域に住んでいる方々、そして一人暮らしの高齢者の方々は本当に不安な日々を過ごしたわけですけども、続いて危機管理課長に伺います。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後の本市、土佐清水市の対応を教えてください。お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

8月8日、16時43分頃に日向灘を震源とする地震が発生、土佐清水市では震度1を観測しました。17時に災害対策本部を立ち上げて、地震の対応を開始します。19時までに土佐清水市内全域の漁港の状況を確認を終えて、安全を確認できたことから、災害対策本部体制から危機管理課体制に移行しました。20時に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)についての対応について、本部長と副本部長で協議を行いました。21時までに防災行政無線とエリアメールにて住民周知を完了しております。22時から危機管理課体制も職員全員体制から交代制で対応することといたしました。

翌8月9日、朝の8時10分に防災行政無線で再度住民に対して、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)についての周知を行いました。8時半に部長会を開催して、午後から高齢者 等避難を発令して、自主避難を受け入れることを庁内で共有します。13時30分、高齢者等 避難として、公民館1か所を避難所として開設します。

公民館の職員と避難所担当職員が交代しながら、8月15日南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が解除されるまでの間、24時間体制で対応を行っています。同じく、災害対策本部と危機管理課職員も24時間体制で交代しながら、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の対応に当たっております。

高知県下では、高齢者等避難の対応を行った市町村は、南国市、黒潮町、土佐清水市となっております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

#### (6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 高齢者等の避難所の対応をしたのは、黒潮町、南国市と本市、この三 つだったんですね。今回は本当に素早い対応で、翌日に公民館を避難所として開設、そしてそ れから24時間体制で休みなく対応していただいたということで、本当にお疲れさまでした。 ありがとうございました。 岡田課長、担当課の皆さん、そして携わっていただいた方々にくれ ぐれも感謝をお伝えいただけますようお願いします。

続けて、危機管理課長に伺います。避難所には延べ何人が避難したのか教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

8月9日から8月15日の間に延べ80名、1日最大の人数では15名、10世帯の避難者がありました。避難者の中には、都会から帰省してきたが、地震を心配して公民館に避難した方も7名含まれております。その方は、数日間は避難所で夜を過ごしております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 延べ80人の方が避難されていたということです。よかったこと、そしてまた改善をしないといけないところいろいろ出てきたことと思いますので、きちんとそれも整理していただいて、次につながるようによろしくお願いいたします。

次に、「備え、再確認」という記事にも、これにもしっかり記載されておりますけども、単 刀直入にお伺いいたします。危機管理課長、地震対策や備えについて何をすべきか分かりやす く教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

地震発生時には、身を守る行動の後で避難行動となることから、地震対策では、まず大切な のは、揺れから身を守るという対策と対応です。

その対策としましては、本市でも補助事業として組立ても行っています、住宅の耐震化や家 具固定事業などがございます。そういった対策をした上で、地震の揺れを感じた場合に、机の 下に入って頭を守る等の行動も大切なものとなってきます。9月2日には、県下一斉に実施し たシェイクアウト訓練、これは皆様も多く参加していただいたとは思いますが、そういう訓練 も大事な要素となってきます。 また、避難に当たっても、割れたガラス等で足を切らないように、枕元に靴底が厚いものを 準備するなど、非常時の持ち出し袋の中身も、今回の南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)を 受けて、家庭内で再検討をしていただいたと思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) ありがとうございます。

ちょっとまとめさせていただきます。まず一番に、揺れから身を守ること、そのためには、まず家の耐震化が必要です。昭和56年、西暦で言いますと1981年の5月以前に建てた家は耐震改修工事が必要です。ありがたいことに、補助金は最高125万円まで出ます。詳しくは、危機管理課にお問い合わせください。

次に必要なこと、家具が倒れないように固定すること。阪神・淡路大震災で被災された私の 知人が二家族おります。その二家族とも奇跡的に命は助かりました。同じことを言っておりま した。すさまじい地震の揺れでタンスとテレビが倒れてきた、ではありません。横からすごい 勢いで飛んできた。倒れるんじゃないですよ、吹っ飛んでくるんです。決してこれは大げさな 話ではありません。

そして窓ガラスが粉々になって、とても素足で歩ける状態ではない。ガラス飛散防止フィルムも今いいものが出てますよね。必ず貼らんといかんですよ、そういうふうに教えていただきました。この二つとも補助対象になっておりますので、詳しくはこれも危機管理課にお問合せをしていただけるようにお願いします。

そしてもう一つ、課長がおっしゃっていましたように、枕元には必ず厚底のシューズを用意 しましょう。ガラスが割れていたりしていたら、はだしではもう絶対逃げることはできません。 そして揺れが収まったらすぐ高台に逃げる、これが必要最低限の備えです。まだいっぱいあり ますけども、これが必要最低限の備えです。

皆様、いかがでしょうか、命を守る備えはしっかり皆さんできておりますでしょうか。

最後に、危機管理課長に伺います。身を守るためには何をすべきか教えてください。お願い します。

〇議長(作田喜秋君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田哲治君自席)

○危機管理課長(岡田哲治君) お答えいたします。

災害が発生した場合には、いろいろと必要なものはございますが、一番大切なものは正確な 情報です。その情報を得るために、携帯ラジオや携帯電話を持ち歩くことに加え、電源が確保 できるモバイルバッテリーや乾電池などの備蓄、非常時持ち出し袋の中への準備も必要と思われます。

防災行政無線から情報で入ってくるものやエリアメールに入ってくる情報も、災害発生時は 命をつなぐために必要なものとなりますので、災害時だけではなくふだんから情報が取れる状 況を市民の皆様には心がけていただきたいと思います。

本市では、防災行政無線で放送した内容を携帯電話で確認できるハザードンというものがありますので、市民の皆様におかれましては積極的な活用をお願いいたします。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

**〇6番(武政健三君)** ありがとうございます。そうですよね、やっぱり正確な情報が一番大切だと思います。そのためには、おっしゃったように、携帯ラジオやモバイルバッテリーも、玄関に置いてある避難袋、先ほど言いませんでしたですけども、玄関には必ず避難袋を置くようにしましょう。その避難袋の中にやっぱり入れるべき、そういうふうに思います。

政府のほうからも、ふだんから3日分の食料や日用品の備蓄、そして避難経路や家族との連絡方法の確認、家族でしっかり話合い、確認し合うこと、これが本当に一番大切なことだと思います。

そして、今回何より一番お伝えしたいこと、分かっておるのに用意をしてない方、やっぱりいらっしゃるんですよね。何も備えをしていない御家族や知人がいらっしゃいましたら、必ずお伝えしてください。教えてあげてください。大事な家族の命を守るには備え、再確認、今の機会に実行していただけるようによろしくお願いします。

それでは次の質問、人口減少対策の一つ、本市の移住対策についてお聞きいたします。

本市の出生者数が、20年前から僅か現在4分の1までに下がっている。そしてすごい勢いで人口の減少と高齢化、私も含めてですけど、高齢化が加速している中、明るいデータを見つけました。

昨年度、高知県へ284人もの移住者の方々が来られまして、その約7割が30代以下の方々ということです。本市も2年連続で80人近い移住者の方々が来られておりますが、もっともっとたくさんの若い方々に移住していただけるように取り組むべき、そういうふうに思うわけですけども、高知県のほうでも人口減少対策の一つとして、移住しやすい環境を創出することに大きく力を注いでおります。今回はその中の一つ、地域おこし協力隊にスポットを当てて質問させていただきます。

まず、企画財政課長に伺います。令和6年度本市への移住実績はいかがだったでしょうか、

お願いします。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

〇企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

本年度、令和6年度の移住実績につきましては、先月8月末現在で23組46人となっておりまして、昨年の同じ時期と比較いたしまして11組13人増加しておりまして、過去最高で推移している状況となっております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) そうなんですね、昨年対比で11組13人も増えていると、過去最高という進捗ですね。ほかの市町村のほうにもちょっと数件連絡させてお聞きさせていただきました。今年はどちらも苦戦しているみたいです。しかしながら、本市だけは絶好調ということなんですね。うれしいことです。

そこで、企画財政課長に伺います。地域おこし協力隊とはどういう制度で、どういう役目を するのか教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

**〇企画財政課長(横山英幸君)** お答えいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が平成21年度から実施している事業で、都市部から人口減少 や高齢化等の進行が著しい地域に移住し、地域力の維持・強化を図るための担い手として、地 域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしにつながる支援や農林水産業への従 事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でありま す。

協力隊の雇用に当たりましては、自治体ごとに活動内容や雇用の条件、待遇面などを定めた上で募集を行い、任期はおおむね1年以上、3年以内というふうになっております。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) そういうことですよね。地域おこし協力隊、高知県のデータを調べて みました。まず、全国での地域おこし協力隊隊員数のランキングです。高知県は令和4年度が 全国で4番の270人、令和5年、昨年度ですよね、全国で6位ですが人数は284人、全国でも上位をキープしております。何よりここです。地域おこし協力隊で本県に来られて任期が終わってそのまま本県に定住された方、令和4年度が87%、昨年度、令和5年度が86%と、何と9割近い方々がそのまま本県に定住されております。しかも、先ほどお伝えしたように、全体の約7割が30代以下の若い方々です。すばらしいことじゃないでしょうか。本市は人口の半分以上が、私を含めて、65歳以上の高齢者になっております。若い市民を増やすためには、これは大きな伸び代なんじゃないか、そういうふうに私は思います。ここに一生懸命力を入れるべきではないか、そういうふうに思います。

企画財政課長に続けてお聞きします。地域おこし協力隊の仕事は主にどの職種が多いのか教 えてください。

〇議長(作田喜秋君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

**〇企画財政課長(横山英幸君)** お答えいたします。

本市におきましては、平成25年度から地域おこし協力隊を雇用しており、これまで任期途中で退任された協力隊を含め、21名を雇用いたしました。そのうち3名が現在も活動中となっております。

この21名の内訳、職種で人数が多いのは、有害鳥獣対策担当の協力隊が5名、次に多いのが移住促進担当の4名となっております。これらの職種につきましては、本市にとりまして、一定期間、単発的に必要というものではなくて、継続的に必要となる職種として、3年の任期が終了すればすぐ後任を募集する形でこれまで雇用し続けてきたことから、この職種は人数が多くなっております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 累計で21名の方が本市に来られたと、そのうち有害鳥獣対策担当が 5名、次に移住促進担当が4名いらっしゃったということで、本当やっぱり漁業関係、農業関係がもっと増えればもっとありがたいんではないかなと思うんですけども、現在は本市では 3名が勤務していらっしゃる。

その3名、本当に元気に頑張ってくれておりますよね。持ち前の行動力で空家対策補助金を 昨年度1件から本年度は一気に5件に増やす原動力となった移住促進担当の井上君、そして一 昨日に吉村議員からも話し出ておりました、有機農業推進担当の今江君、すばらしい活躍をし ていただいて本当にありがたい、そういうふうに思っております。 ちなみに、地域おこし協力隊、高知県内の市町村別では、令和5年度、昨年度一番人数が多いのが佐川町の25名、次に四万十町が23名、幡多郡では黒潮町が13名、四万十市が11名、大月町が10名、残念ながら本市は現在3名ということなんですけども、ほかの市町村と比べても少ないんですけども、企画財政課長に伺います。

地域おこし協力隊を増やそうという考えはありませんでしょうか、お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

**〇企画財政課長(横山英幸君)** お答えいたします。

本市では、協力隊の募集・雇用に当たりましては、毎年当初予算編成に合わせ、各課に要望 調査を行い、必要となる業務・職種について集約し、副市長を委員長とする選考委員会で必要 性を協議・検討を行った上で、ホームページ等で募集を行っております。

現在活動中の協力隊は3名ですが、林業振興や営農推進、漁業推進など農林水産課所管の 5職種で計10名以上の協力隊を、現在募集を行っております。

今後につきましても、協力隊をむやみにただ増やすのではなく、業務内容や必要性などを十 分精査した上で必要な職種、必要な人員を募集していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 私も、データを見て確認をさせていただきました。 7職種10名以上の募集を行っている。しかしながら応募がないということなんですよね。ということは、応募がない原因をもっと深掘りするべきだと思いますけども、その中の原因の中の一つになるんじゃないだろうかというところですけども、これに各市町村の募集内容、募集人数が載っておりますが、本市は、先ほど課長が説明していただきました 7項目の全てが年齢制限20歳から39歳というふうになっております。他市町村の内容を見ると、年齢制限なしの市町村が結構あるんですよね。仕事内容によっては制限も必要かもしれませんが、もっと緩和してもいいのじゃないか、そういうふうに思うわけですけども、企画財政課長に伺います。

地域おこし協力隊の募集要件、年齢20歳から39歳とありますが、もっと間口を広げるべきではないでしょうか、お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

〇企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、地域おこし協力隊は、都市部から人口減少や高齢化等

の進行が著しい地域に移住し、地域力の維持・強化を図るための担い手として、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしにつながる支援、また、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行っていただき、協力隊を退任後も本市へ定住していただくことが一番の目的であります。

現在も様々な職種の協力隊を募集しているところですが、応募が少ないということは否めないところでございますので、募集方法を含め、職種ごとの年齢の引上げについて今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) ありがとうございます。ぜひとも年齢制限もそうですけども、よい人材が本市にもっと来やすくしていただけるようにいろいろ間口を広げるべきではないでしょうか、よろしくお願いします。ぜひ検討をお願いします。

最後に、市長に伺います。先日、窪津の大敷組合の組合長とお話をする機会がありまして、 いろいろお話ししました。人手がおらんので非常に困っちょうと。ひょっと移住の方がもっと 来ていただけるようなええ方法はないやろうかというお話をいただきました。

しばらく前に、室戸市の大敷組合に県外から女性が来ましたという記事がありまして、それを思い出しまして、室戸市の移住担当に直接連絡をさせていただき、話を伺いました。室戸市は本年、地域おこし協力隊は現在17名おります。17名のうち11名が室戸市に四つある大敷組合、そちらのほうに委託型として勤務しているというふうに伺いました。委託型のよしあしというのはいろいろあることだと思いますけども、清水の大敷組合、漁業のまちの本市にとっては非常に重要で大事な産業だと思います。ぜひこれも含めて、市長に伺います。

人口減少対策の一つ、移住者増に向けての考えを教えてください。お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

まず、室戸市に四つある大敷に11名が勤務しているというようなことについてですが、これはもうちょっと勉強させていただきたいと思います。

本市における人口減少対策の中でも、移住促進の取組は最も有効な施策であると考えております。現在、県の人口減少対策総合交付金の活用に向け、庁内に横断チームを組織し、具体的に実施する施策の検討を進めております。

その中で、移住者を増加させる施策として、移住希望者に本市をもっと知ってもらうための

募集サイトの強化などに加え、外国人就労者の受入れを推進する取組についても検討している ほか、令和8年度からは、清水高校に他地域からの留学生を受け入れる地域みらい留学を実施 する予定でありますので、今後も積極的に移住施策を推進していきたいと考えております。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

**〇6番(武政健三君)** 大敷のことは、市長、通告に入れていなかったので、すみません。ぜ ひこれ御検討ください。窪津の大敷組合長も近々程岡市長のところに来てお願いをしたいと言 っておりましたので、くれぐれもよろしくお願いします。

次に、ふるさと納税について伺います。

毎回お聞きしておりますけども、財源が少ない本市にとって大きな伸び代であるふるさと納税、納税額20億円以上達成している芸西村などをプロデュースをしている株式会社ふるプロ、こちらのほうに業務委託をして、今どういう状況なのか市民の皆さんも非常に気になっていることと思います。

観光商工課長に伺います。本年度のふるさと納税の現在の状況を教えてください。お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

**〇観光商工課長(酒井 満君)** 本年度の寄附状況につきまして、先月、8月までの月別の寄 附件数と寄附額についてお答えをいたします。

4月は566件の679万5,000円、5月は720件、793万6,500円、6月は919件、1,087万4,000円、7月は958件、1,274万3,500円、8月は1,147件、1,274万2,500円となっておりまして、8月の寄附額は7月とほぼ同額でしたが、今年度に入り増額傾向で推移しております。

8月までの累計につきましては、寄附件数が4,310件、前年の同時期と比べ754件、 21%の増、寄附額については5,109万1,500円、前年の同時期と比べ746万1, 500円、17%の増という状況でございます。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 8月末現在で件数が昨年よりも21%アップ、そして金額が17%ア

ップ、そういうことですね。一応想定内というところですよね、課長。

それよりも、寄附件数が圧倒的に増えるのが12月、ここが一番の勝負月になることと思いますけども、伺います。

年末にかけての準備は順調に進んでいますでしょうか、教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

○観光商工課長(酒井 満君) お答えいたします。

寄附が最も集中する年末にかけての12月が、目標達成をするか否かを左右しますので、さらにこれから生産者や事業者、そして委託事業者としっかり連携をしまして、準備を進めてまいりますが、これから主立って次の5点に注力をし、取組を進めてまいります。

一つ目は、ふるさと納税サイトを新たに二つ追加します。来月10月から、JALふるさと 納税サイトとマイナビふるさと納税サイトを加え、全体で11サイトに増やし窓口を広げまし て、12月に備えてまいります。

二つ目は、サイトページの閲覧数を高める対策を行います。今年度に入り、閲覧数は伸びていますので、検索順位対策やページのつくり込みを強化し、さらに閲覧数を高めてまいります。

三つ目は、ページの閲覧者が寄附をする割合、これを転換率と言いますが、この転換率を高める対策を行います。多くの寄附者は複数の地域の返礼品を比較をして寄附を決める傾向にございます。そのため、本市の返礼品を選択いただけるよう、寄附額や返礼品の質・量など、現行の設定をこれから見直してまいります。

四つ目も転換率を高める対策になりますが、寄附者は寄附の後、税金の控除手続を行いますが、その手続の利便性を向上させるために、オンラインでのワンストップ特例申請サービスと e-Tax連携サービスの拡充を図ってまいります。

最後に五つ目ですが、6月会議において議員より質問もございましたが、寄附増額のための返礼品の確保ということで、柱となる商品や安定供給可能な商品の開発を土佐清水食品株式会社をはじめとする事業者の皆様と連携し、継続した取組をこれからも進めてまいります。現在はマグロのたたき、これはネギトロのたたきのほうになるんですが、こちらを新たに追加をするように準備を進めております。

このような取組を12月に向けてしっかりと行いまして、結果に結びつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 楽しみですね。ふるプロの社長も必死に動いてくれていると思いますので、頑張ってください。寄附額が増えれば、返礼品を扱う本市の業者さんや生産者さんの方々が潤います。そして翌年、寄附額の半分が本市の財源として、教育や福祉や本市のあらゆることに使うことができます。観光商工課長、財源の少ない本市のために本年度予算の3億円目指して、くれぐれもよろしくお願いします。

それでは、最後の質問でございます。

先ほどは漁業のまちと言いましたけども、私たちのまちは観光のまちでもあります。観光客は市外、県外から多大なお金と時間をかけて私たちのまちの大自然を楽しみに来てくださる大事なお客様でございます。幾らきれいな雄大な自然でも、雑草や木の枝が伸び過ぎて景色が見えにくくなっていたり、ごみが落ちていたりするとそれだけでお客様は残念な気持ちに変わってしまいます。

そういう中で、最近いろいろな方々がボランティアで集まっていろいろな場所を掃除してくださっております。また、私の同級生なんですけども、散歩がてらに浜に下りて、ごみ袋を持って海岸に流れてきたペットボトル、結構ペットボトルが流れてきているんです、それを散歩、時々浜に下りてから袋を持って拾いよるでと。夏には孫が帰ってきてその浜に泳ぎに行くけん、このぐらいはしちゃらないかん。というふうに、本当にその気持ちだけでこっちも非常にうれしい気持ちになるんですけども、今回は本市の観光地としての清掃活動、美化についてお聞きいたします。

観光商工課長、伺います。足摺岬方面の清掃活動の状況を教えてください。

○議長(作田喜秋君) 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

○観光商工課長(酒井 満君) お答えいたします。

まず、観光地の清掃業務については、観光協会への委託業務として実施をしており、遊歩道や園地、駐車場を中心に、ごみや落ち葉などの清掃や草刈り、枝木の剪定などを業務内容として、今年度は599万円の予算で実施しております。

足摺岬方面につきましては、遊歩道の清掃を週に3回、1回当たり4時間を二人体制で行い、草刈りを少なくとも年2回実施しております。園地や駐車場については、足摺岬先端園地、唐人駄場園地、灘園地、大戸トンボ公園、足摺岬市営駐車場の5か所について、草刈りなどを中心に年に各5回実施しています。そのほか、状況を見ながら必要に応じて実施をしており、昨年度はアロウドの浜や天狗の鼻の草刈りなど8回実施しました。

また、市の業務とは別に、地元の足摺岬の自然を守る会の皆様が毎月20日を環境美化活動

の日に位置づけ、月に1回、遊歩道の清掃活動に励んでいただいております。 以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) ありがとうございます。今年度は599万円、約600万円の予算を 計上しているんですね。お聞きした内容では、結構な頻度でしておりますね。何よりです。そ れに加えて、一番うれしいところですけど、地元の足摺岬の自然を守る会の皆様が毎月20日 に集まって遊歩道の清掃活動していただいているんですね。本当にこれありがたいことです。

次に、観光商工課長に伺います。今度は、竜串方面の清掃活動の状況を教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

**〇観光商工課長(酒井 満君)** 竜串方面の清掃活動について、お答えいたします。

内容や頻度については、足摺岬方面と同様になりまして、遊歩道の清掃を週に3回、1回当たり4時間を二人体制で行い、桜浜へ打ち上がった海藻の清掃についてもこの中に含んでおります。

園地や駐車場については、海洋館前園地、海のギャラリー園地、爪白駐車場の3か所について草刈りなどを中心に、こちらも年に各5回実施しております。

また、竜串においても必要に応じて臨時的に実施し、昨年度は竜串海岸や見残し海岸の清掃を6回実施しました。

そのほか、市の業務とは別に、地元の竜串の自然を守る会が主体となって、毎年、桜浜海開き前に行う桜浜の清掃やSATOUMI、竜串ビジターセンター、スノーピーク、環境省、高知県、市が共同して約1年半前から毎月1回、草刈りや支障木の伐採等を実施しており、今年度に入り海のギャラリー、竜串観光振興会などが加わって、官民連携の活動が継続されております。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

〇6番(武政健三君) 足摺岬と同様に、遊歩道のほうは週3回、園地や駐車場は草刈りを中心に年5回、さらに昨年度は台風の後、そして海藻などが非常に多かったということもあって、臨時的に竜串海岸、見残し海岸の清掃を6回実施ということですね。

また、それとは別に地元の竜串の自然を守る会が主体となって、今課長のほうからもお話し出ておりましたけども、SATOUMI、竜串ビジターセンター、スノーピーク、環境省、高

知県、そして市、さらに海のギャラリー、竜串観光振興会も加わって毎月1回のミーティングの実行をして、その後で皆さんで草刈りや支障木の伐採をしてくれているんですね。これ本当にすばらしい官民連携の活動、1年半も続いているんですね。これからもどんどんどんどんとんとんどんどんどんどんどんどんどり広げていってほしい、本当にありがたい、うれしいことだと思います。

観光商工課長に伺います。この頻度で観光客を迎えるための清潔感は守られているのか教えてください。

〇議長(作田喜秋君) 観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

○観光商工課長(酒井 満君) お答えいたします。

担当課としまして、清掃活動にはできる限り参加しており、予算については、観光事業者の 要望や意見を踏まえて、毎年度、確保に努めております。また、先ほど答弁をしたとおり、地 元団体や観光関連事業者による継続的な活動の効果もあり、清潔感としましては一定は保たれ、 不快感を与えるレベルではないというふうには捉えておりますが、本来は観光客の評価をもっ て確認ができるものと思っております。

竜串ビジターセンターでは来館者に対し、竜串観光に関するアンケートを4年前から取っており、これまでに1,000件を超える回答がございました。これらの中には、清潔感への不満に関する意見は1件もありませんでしたが、アンケートはあくまでも一部の意見になりますので、観光地として清潔感に問題はないと断言できるものではございませんが、今後、清掃活動においても民間の方々と連携・協力を得ながら努めてまいりたいと思います。

以上です。

〇議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

**〇6番(武政健三君)** 観光商工課長、自信持っての答弁、ありがとうございます。本当にすばらしいことですよね。

しかしながら、特に夏前後、本当に1週間から10日ぐらいあっという間に草というのは伸びるんですよね。うちの近所も大変です。本当に1週間、2週間でもうあっという間に大変な状況になります。私もSATOUMIのほうに時々お邪魔させていただいておりますが、お邪魔をするたびにSATOUMIの浜田社長、もう浜田社長じきじきに園地や遊歩道の周りの雑草を汗だくだくで掃除をしていらっしゃいます。本当に頭が下がります。こういう方々の背中を見て、今、美化活動の輪が自然に広がっているのではないかと私は思います。

竜串の自然を守る会が主体となった官民連携の活動の継続、本当にすばらしいことだと思います。そして何より、冒頭でお話をさせていただきました、一般の方々がふだんから散歩がて

らにごみ拾い、そして移住してきていただいている方々が中心になっての清掃活動をよく見かけます。もっともっとこういう活動が広がれば、観光客のためだけではなく、私たちのまちがもっと潤いのあるまちになるのではないか、そういうふうに私は思います。

最後に、市長に伺います。観光地としての美化活動をどう考えますでしょうか、お願いします。

〇議長(作田喜秋君) 市長。

(市長 程岡 庸君自席)

〇市長(程岡 庸君) お答えいたします。

まず、足摺岬と竜串の自然を守る会の皆様、そして竜串の観光関連事業者の皆様には、日頃から定期的に清掃活動を実施していただき、誠にありがとうございます。民間の方々の主体的な活動があってこそ、観光地の清潔感が保たれており、市の業務だけではなし得るものではございません。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

さて、観光地のきれいさや清潔感は観光地の評価につながり、特に状況が悪い場合はマイナス評価に直結するものと考えますので、清掃を含む美化活動は重要な取組と捉えております。現状、市が実施する観光地の清掃業務は、年間約600万円の予算をかけています。また、観光地の公衆トイレの維持管理やごみの収集も、観光地として清潔感を保つ上で欠かせない業務であり、これらの経費を含めますと、年間約2,000万円の予算がかかっております。今後、人口減少や税収の減収に伴い、財政規模の縮小が見込まれる本市において、これから年々予算の確保が問題になってくるものと考えています。

そのため、これからの美化活動については、自然を守る会や竜串での官民連携の活動など、 民間の主体的な活動がますます重要となってまいります。市といたしましては、しっかりとサポートをしながら、また、協力をいただきながら、継続した活動ができるように努めてまいり たいと思っております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

**〇6番(武政健三君)** 市長、ありがとうございます。私たちのまちが官民連携の清掃活動によっていつもきれいに保たれること、そしてこの活動がもっともっと広がることによって、私たちのまちが、そして私たちの心が潤いにあふれるようになることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(作田喜秋君) 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

ただいま、市長から報告第11号「専決処分した事件の報告について(損害賠償額の決定について)」及び議案第62号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」の2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、報告第11号及び議案第62号の2件を日程に追加し議題といたしたいと思います。 これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号及び議案第62号の2件を議題とすることに決しました。

報告第11号及び議案第62号の2件を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

**〇市長(程岡 庸君)** ただいま御提案いたしました、報告1件と議案1件についての提案理 由の御説明を申し上げます。

報告第11号「専決処分した事件の報告について(損害賠償額の決定について)」につきましては、令和5年度の水道事業消費税確定申告におきまして、例年どおり、国税電子申告・納税システムe-T a x により申告し、その後、税務署から送付される納付書により、消費税を納付する予定でありましたが、本年度からe-T a x で申告した法人には、税務署からの納付書の事前送付が廃止されていたことに気づかず、消費税が未納のまま、納付期限を超過したことに伴い、延滞税が発生することとなりました。つきましては、この延滞税1万400円の支払いにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年8月14日、専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

議案第62号「令和6年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」は、令和6年8月19日、中央町の空き家家屋の一部崩落に起因するもので、当該建物は劣化から今後も瓦礫等が落下する可能性が高く、歩行者等の安全性を確保することが難しい上、既に近隣住民の家屋等にも被害が発生している状況であるため、早急な対応が必要であることから、管理不全空家等及び特定空家等に対する処置に関する適切な実施を図るために必要な指針に沿い、緊急処置として対応するための経費として、303万3,000円を計上するものであります。

本件につきまして、よろしく御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(作田喜秋君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市長提出、議案第46号から議案第62号までの議案17件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は17日、18日午前9時から及び20日午後2時から、総務文教常任委員会は19日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、9月27日までに各案件の審査を終わりますよう、特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月27日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時58分 散 会